

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 6 年 9 月 13 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ラ・ムー湖南店 湖南市中央 1 丁目 39 番 1 ほか 19 筆
- 2 意見の概要 湖南市からの意見
 - (1) 湖南市生活環境保全条例（平成 18 年湖南市条例第 25 号）に規定された生活環境影響事業に該当しますので、設置する設備等が決定されたら環境政策課と事前協議をしてください。
 - (2) 作業中は騒音、振動および粉塵の飛散等、周辺地域に対して迷惑が掛からないよう周知を徹底してください。
 - (3) 特定建設作業を実施する場合は、遅延なく届出を行い、周辺住民への周知を徹底してください。
 - (4) 騒音、振動等の特定施設を設置する場合は届出をしてください。
 - (5) 万一苦情が発生した場合は、誠意をもって対応をしてください。
 - (6) 廃棄物は、法律に基づき適正に保管し処分するとともに、排出抑制および資源化を行い焼却ごみの削減に努めてください。
 - (7) 環境保全協定の締結をご検討ください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
湖南市環境経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目 1 番地
 - (2) 縦覧期間 令和 6 年 9 月 13 日から令和 6 年 10 月 15 日まで